届　出　受　理　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第２項の規定により，平成　　年　　月　　日に提出された下記の合併に関する計画届出書は，平成　　年　　月　　日受理しました。

記

注意

１　この受理の日から30日を経過するまでは，合併をしてはならない。なお，公正取引委員会は，貴社に対し，この受理の日から30日の間に報告等を求めることがある。

２　届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に変更があった場合（重要な変更があった場合を除く。）は，変更報告書（様式第20号）により当委員会に報告しなければならない。

３　届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は，改めて当委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。

４　合併の効力が生じたときは，速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第26号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第11十１号中「公　　第　　号」を「公　　譲第　　号」に，「第16条第６項」を「第16条第３項」に，「第15条第６項」を「第10条第９項」に改め，同様式を様式第四十11号とする。

様式第11十号の11中「公　　第　　号」を「公　吸分第　　号」に，「第15条の２第７項」を「第15条の２第４項」に，「第15条第６項」を「第10条第９項」に改め，同様式を様式第四十号とし，同様式の次に次の１様式を加える。

様式第41号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　共移第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報　告　等　受　理　書

平成　　年　　月　　日付け公　共移第　　号をもって要請した貴社の共同株式移転に関する計画に関する報告等は，平成　　年　　月　　日受理しました。

なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第３項において読み替えて準用する同法第10条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の２の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第49条第５項の規定による通知をすることができる期間は，平成　　年　　月　　日までとなります。

様式第11十号の11中「公　　第　　号」を「公　共分第　　号」に，「第15条の２第７項」を「第15条の２第４項」に，「第15条第６項」を「第10条第９項」に改め，同様式を様式第三十九号とする。

様式第11号中「公　　第　　号」を「公　合第　　号」に，「第15条第６項」を「第15条第３項において読み替えて準用する同法第10条第９項」に改め，同様式を様式第三十八号とする。

様式第十九号中「公　　第　　号」を「公　譲第　　号」に改め，「（第５項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り，同様式の注意中「第16条第６項」を「第16条第３項」に，「第15条第６項」を「第10条第９項」に改め，同様式を様式第三十六号とし，同様式の次に次の１様式を加える。

様式第37号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　株第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報　告　等　受　理　書

平成　　年　　月　　日付け公　株第　　号をもって要請した貴社の株式取得に関する計画に関する報告等は，平成　　年　　月　　日受理しました。

なお，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第９項に定めるところにより，公正取引委員会が，同法第17条の２の規定により当該株式取得に関する計画に関し必要な措置を命ずるため同法第49条第５項の規定による通知をすることができる期間は，平成　　年　　月　　日までとなります。

様式第十六号の11中「公　　第　　号」を「公　吸分第　　号」に改め，「（第６項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り，同様式の注意中「第15条の２第７項」を「第15条の２第４項」に，「第15条第６項」を「第10条第９項」に改め，同様式を様式第三十四号とし，同様式の次に次の１様式を加える。

様式第35号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　共移第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会

報　告　等　要　請　書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の３第２項の規定により提出され，平成　　年　　月　　日付け公　共移第　　号をもって受理した貴社の共同株式移転に関する計画に関する調査のため必要がありますから，下記事項について平成　　年　　月　　日までに提出してください。

記

注意　公正取引委員会が，法第15条の３第３項において読み替えて準用する法第10条第９項に定めるところにより，法第17条の２の規定により当該共同株式移転に関する計画に関し必要な措置を命ずるため，法第49条第５項の規定による通知をする場合には，平成　　年　　月　　日から120日を経過した日とこの報告等要請書に基づく全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内にすることとなる。

様式第十六号の11中「公　　第　　号」を「公　共分第　　号」に改め，「（第６項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り，同様式の注意中「第15条の２第７項」を「第15条の２第４項」に，「第15条第６項」を「第10条第９項」に改め，同様式を様式第三十11号とする。

様式第十八号中「公　　第　　号」を「公　合第　　号」に改め，「（第４項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り，同様式の注意中「第15条第６項」を「第15条第３項において読み替えて準用する法第10条第９項」に改め，同様式を様式第三十11号とする。

様式第十七号中「第７条第４項」を「第７条第５項」に改め，同様式を様式第三十号とし，同様式の次に次の１様式を加える。

様式第31号（用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。）

公　株第　　号
平成　　年　　月　　日

殿

公正取引委員会